

公社造林事業仕様書

1 一般的事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、全て監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について嚴重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すこと。
- 5 作業個々の具体的事項については、次の作業種別仕様書によって実施すること。
- 6 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

2 測量事業仕様書

- 1 杭の埋設
 - (1) B P及び10点毎並びに尾根等の主要点で公社が指示する測点には、公社が支給する杭を埋設すること。
 - (2) 上記(1)以外の杭については、原則として現地産の木杭等とする。
 - (3) 杭に標示する測点名は、油性マジック等を使用することとし、木杭等については、直接又はテープ等への標示でも可とする。
- 2 縮尺
 - (1) 図面の縮尺は、1/5,000を標準とする。
- 3 精度
 - (1) 閉合誤差の許容範囲は、1/100以内とする。
- 4 範囲
 - (1) 周囲測量及び点在する小規模な除地又は溪流沿いの除地等とする。
ただし、不明な点は協議をすること。
- 5 写真の提出
 - (1) 測量又は、測点の確認の写真を提出すること。